

古河市告示第 120 号

古河市都市計画法における開発行為等の取扱い基準

制 定 平成 20 年 4 月 1 日

一部改正 令和 3 年 12 月 9 日

本市における都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に規定する開発行為等に係る許可基準は、同法、古河市都市計画法施行細則（平成 19 年規則第 40 号）、古河市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成 20 年条例第 18 号）及び古河市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則（平成 20 年規則第 33 号）に定めるもののほか、茨城県が制定した次の基準等の例による。

- 1 都市計画法における開発行為の取扱基準
- 2 市街化調整区域内の建築物の増築、改築及び用途変更に係る都市計画法による許可の要否の判断基準
- 3 開発許可の変更等の取扱い（都市計画法第 35 条の 2）
- 4 都市計画法第 29 条第 1 項第 11 号及び同法第 43 条第 1 項第 5 号で定める通常管理行為、軽易な行為その他の取扱いについて
- 5 開発行為の一体性の判断基準
- 6 都市計画法第 34 条第 1 号許可基準
- 7 都市計画法第 34 条第 9 号の政令で定める建築物のうち同法施行令第 29 条の 7 第 1 号に規定する休憩所および給油所に係る許可基準
- 8 茨城県開発審査会付議基準（包括承認基準 5 を除く。）（この項において「付議基準」という。）

ただし、同付議基準第 3 第 2 項の規定に基づき定める包括承認基準 3 における既存団地（市街化調整区域）の状況一覧については、同表に別表第 1 に掲げる既存団地を、包括承認基準 7 における指定路線一覧の表については、同表に別表第 2 に掲げる指定路線を加えるものとする。

- 9 開発行為の技術基準
- 10 小規模区画道路の計画基準
- 11 小規模開発行為に係る許可申請等の取扱要領
- 12 茨城県の大規模宅地開発に伴う調整池技術基準及び解説
- 13 茨城県の宅地開発に伴い設置される調整池の多目的利用指針
- 14 調整池等設計の手引き
- 15 茨城県の雨水浸透施設技術基準
- 16 茨城県の小規模開発に伴う雨水浸透処理に関する取扱基準
- 17 その他、前各項に係る茨城県の通知等

附 則

- 1 この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 19 年古河市告示第 146 号の廃止)
- 2 平成 19 年 4 月 1 日付け古河市告示第 146 号「古河市都市計画法における開発行為等の取扱い基準」は廃止する。

附 則(令和 3 年告示第 279 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 4 年 1 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行日前にされた改正前の古河市都市計画法における開発行為等の取扱い基準第 8 項に基づく包括承認基準 5 による都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 43 条第 1 項の許可の申請については、なお従前の例による。